

令和 7 年度第 1 回二宮町国民健康保険運営協議会会議録

日 時：令和 7 年 8 月 26 日（火） 13：00 より

場 所：二宮町役場 第 1 会議室

出席者：二宮町国民健康保険運営協議会委員：8 名

事務局：福祉部長、福祉保険課長、国保年金班長、国保年金班主任主事

傍聴者：なし

1. 開会

2. 会長の選出

会長に添田委員を選出

3. 会長あいさつ

会長あいさつ

4. 議事

（1）二宮町国民健康保険税条例の専決処分について

事務局より内容説明

委 員：改正によって町の収入が増えるということでしょうか。

事務局：限度額を上げることでは増えますが、一方で軽減対象を拡大することでは保険
税収が減ることになります。

報告事項として了承。

（2）令和 6 年度二宮町国民健康保険特別会計決算(案)について

事務局より内容説明

委 員：令和 6 年度の特健診受診率が速報値で県内 1 位とのこと。令和 5 年度と比べて
もかなり伸びています。理由としては何か分析されていますか。

事務局：令和 6 年度から AI を活用し、これまでの受診実績等に応じた 7 パターンの受
診勧奨通知を送付したことで効果が得られ、今年度も引き続き事業を実施して
いきます。効果を検証しながら受診率向上に取り組んでいきます。

委 員：滞納繰越分の収納率が 19.2%となっていますが、約 8 割が納付されていないと
いうことですか。

事務局：滞納繰越分として残っている部分の約 8 割は徴収できていないことになります。

委 員：滞納分の取扱いはどうされているのですか。

事務局：通知を送らせていただいていることや、また状況に応じて財産調査し、納付につながらない方には差押等の滞納処分を行うことで収納率の向上に努めています。

委 員：収納率は上がっていますが、滞納している方は払えないということでしょうか。

事務局：窓口で収支の状況を確認することや随時財産調査をすることで個々の状況の把握に努めておりますが、中には支払いができない状況の方もいます。

委 員：差押えの実績はありますか。

事務局：国保の場合、収税に特化した班はないので、他業務と兼務しながら実施している状況であります。年に数件の実績はあります。

委 員：こういった方は住民税などの他の税目も滞納していることは多くないのですか。生活保護を受給している方もいるのではないですか。

事務局：他の税目も併せて滞納している方は多いです。生活保護になった場合は執行停止という取り扱いで、滞納処分をしない形になります。

委 員：滞納しているから医療機関で治療を受けられないということはないですか。

事務局：治療を受けられないことはありません。滞納が続く方については、以前は資格証という名前で、今は特別療養費という取り扱いで 医療機関等の窓口で 10 割負担していただいた後、役場に申請していただくと保険負担分を償還払いで返すという形をとっており、それでは困るということで納付に来られる方も中にはいます。

委 員：滞納者は何人くらいいるのですか。

事務局：500 人ぐらいになるかと思います。延滞金だけの方を除くと 400 人ぐらいになるのではないかと思います。

委 員：500 人というのは多いのですか。少ないのですか。

事務局：町民税と比べるとやや少ないくらいです。しかし、国保の滞納総額は大きいので、これを少しでも圧縮するように、滞納額の高い方から優先して滞納処分をしている状況です。預金等が見つからなかったり、預金があってもすぐ引き出してしまったりすることもあり、なかなか差押しづらといった状況もあります。

委 員：500 人というと国保の加入者は 5,000 人くらいなので、だいぶ割合が多く感じますが。

事務局：500 人というのは過去に国保に加入していた分の滞納がある方も含まれていますので、現在は国保でない方も含まれます。

委 員：ジェネリック医薬品の利用促進に関してですが、昨年の 10 月から先発品とジェネリックの差額の 4 分の 1 を負担してもらうこととなっており、薬局の窓口でもその分を納めるならジェネリックにしますといった方もだいぶいます。国保は利用率が 82.8%となっていますが、うちの薬局では約 86%がジェネリックを利用しておりますので、来年のデータでは国保の方も数値がより改善されるのではないかと思います。町と薬局の PR でジェネリックの意識は高まっている

と感じられます。

参加委員全員賛成により、内容について了承。

(3) 令和 7 年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号(案)について

事務局より内容説明

参加委員全員賛成により、内容について了承。

(4) 令和 7 年度二宮町国民健康保険特別会計資金状況について

事務局より内容説明

報告事項として了承。

5. その他

事務局より今後の予定について説明

6. 閉会

14 時 00 分 終了